

芽室町  
選挙運動の公費負担の手引

芽室町選挙管理委員会



# 目次

1. 選挙運動の公費負担制度とは.....	1
(ア) 選挙運動の公費負担制度の趣旨.....	1
(イ) 選挙運動の公費負担の種類.....	1
(ウ) 選挙運動の公費負担手続きの流れ.....	2
2. 選挙運動の公費負担の手続き.....	3
(ア) 公費負担の手続きに関する共通の注意事項.....	3
(イ) 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）.....	5
(ウ) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）.....	7
(エ) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）.....	9
(オ) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）.....	11
(カ) 選挙運動用ビラの作成.....	13
(キ) 選挙運動用ポスターの作成.....	15
(ク) 選挙運動の公費負担の限度額一覧.....	17
3. 参考資料（よくある質問）.....	18
(ア) 公費負担制度全般について.....	18
(イ) 自動車の使用について.....	18
(ウ) 印刷物（ビラ、ポスター）の作成について.....	21
4. 芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例等...	23
5. 公職選挙法（昭和25年法律第100号）抜粋.....	29
6. 契約書の記載について.....	31

## 7. 届出関係書類

ビラ作成費用明細書.....	32
ポスター作成費用明細書.....	33
芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程 様式	
様式第1号(その1) 自動車の使用の契約届出書-----	34
様式第2号(その1) 自動車燃料代確認申請書-----	35
様式第3号(その1) 自動車燃料代確認書-----	36
様式第4号(その1) 自動車使用証明書(自動車)-----	37
様式第4号(その2) 自動車使用証明書(燃料)-----	38
様式第4号(その3) 自動車使用証明書(運転手)-----	39
様式第7号(その1) 請求書(自動車の使用)-----	40
(別紙1) 請求内訳書(ハイヤー方式)-----	41
(別紙2の1) 請求内訳書(自動車の借入れ)-----	42
(別紙2の2) 請求内訳書(燃料の供給)-----	43
(別紙2の3) 請求内訳書(運転手の雇用)-----	44
様式第1号(その2) ビラ作成契約届出書-----	45
様式第2号(その2) ビラ作成枚数確認申請書-----	46
様式第3号(その2) ビラ作成枚数確認書-----	47
様式第5号                    ビラ作成証明書-----	48
様式第7号(その2) 請求書(ビラの作成)-----	49
(別紙) 請求内訳書(ビラの作成)-----	50
様式第1号(その3) ポスター作成契約届出書-----	51
様式第2号(その3) ポスター作成枚数確認申請書-----	52
様式第3号(その3) ポスター作成枚数確認書-----	53
様式第6号                    ポスター作成証明書-----	54
様式第7号(その3) 請求書(ポスターの作成)-----	55
(別紙) 請求内訳書(ポスターの作成)-----	56

## 1. 選挙運動の公費負担制度とは

### (ア) 選挙運動の公費負担制度の趣旨

公職選挙法は、選挙運動について種々の規制を加えていますが、それでも、選挙には多大な費用がかかり、それが選挙の腐敗の大きな原因になるといわれています。

そこで、公職選挙法では、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、国又は地方公共団体がその費用を負担するなどの選挙運動の公費負担制度（選挙公営制度）が設けられています。

### (イ) 選挙運動の公費負担の種類

芽室町議会議員・芽室町長選挙において、次の3つの選挙運動に関する費用については、一定の限度まで公費で負担することとし、候補者との契約の相手方である業者等（以下「契約業者等」という。）に対して直接支払う方式を導入しています。

#### 1 選挙運動用自動車の使用

ハイヤー方式（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）  
または個別契約方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）

※選挙運動用自動車とは、公職選挙法第141条第1項に規定されており、町選挙管理委員会の交付する表示板を付けて使用する自動車のことです。

#### 2 選挙運動用ビラの作成

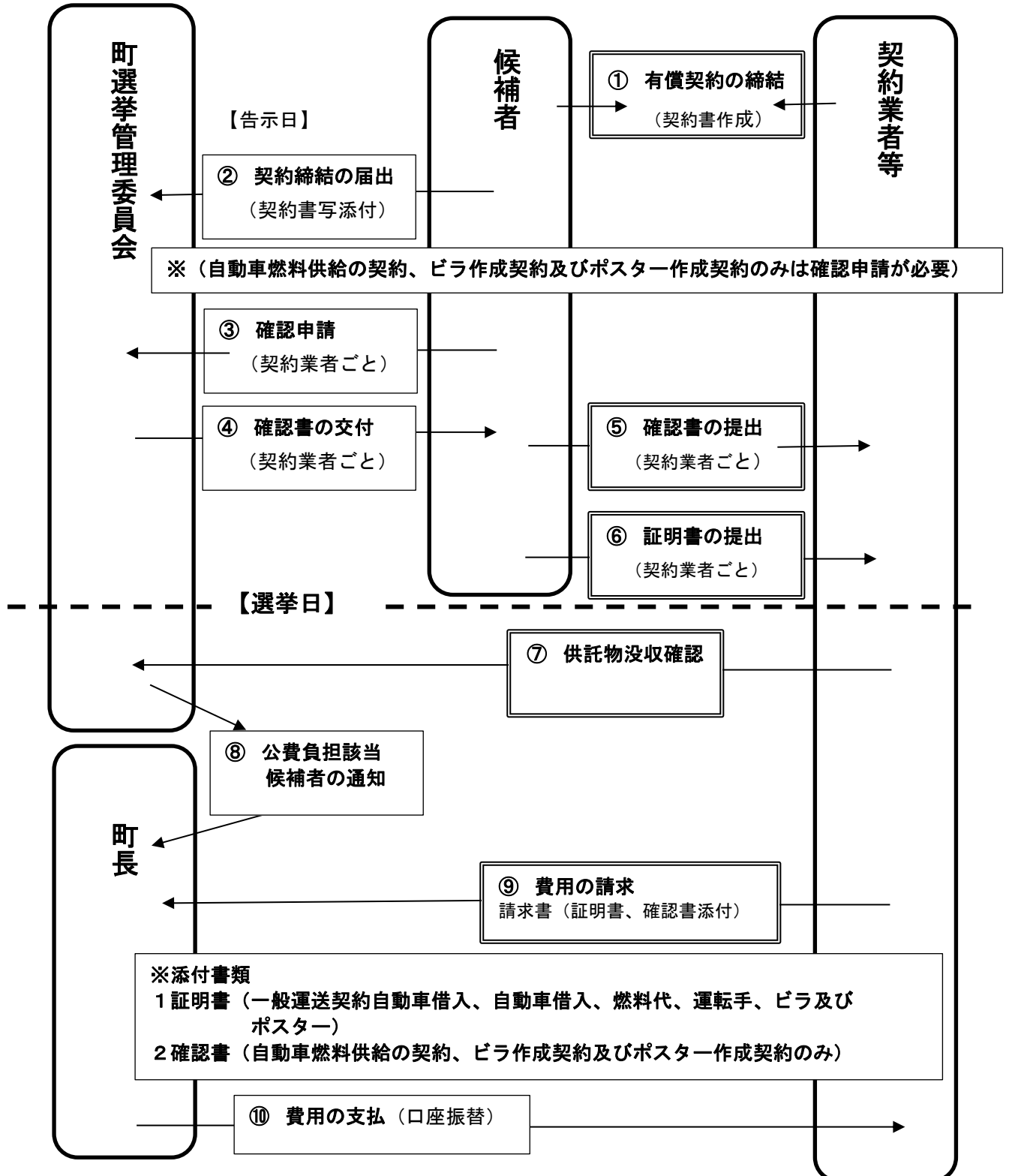
※選挙運動用ビラとは、公職選挙法第142条第1項に規定されており、町選挙管理委員会から交付される証紙を貼って頒布するビラのことです。

#### 3 選挙運動用ポスターの作成

※選挙運動用ポスターとは、公職選挙法第143条第1項第5号に規定されており、町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターのことです。

(ウ) 選挙運動の公費負担手続きの流れ

公費負担手続図



## 2. 選挙運動の公費負担の手続き

### (ア) 公費負担の手続きに関する共通の注意事項

選挙運動の公費負担制度を利用するにあたって制限があります。

#### ① 公費の負担が受けられる対象は限定されています。

候補者が、次のものを使用又は作成する場合は、公費の負担が受けられます。

##### 1. 選挙運動用自動車の使用

ハイヤー方式（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

または個別契約方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）

自動車の使用の公費負担の対象は、町選挙管理委員会から交付される表示板を付けた選挙運動用自動車についてのハイヤー代、レンタル料、燃料代、運転手の報酬ですから、それ以外の費用は対象となりません。

また、公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に限られます。

##### 2. 選挙運動用ビラの作成

ビラの作成の公費負担の対象は、町選挙管理委員会から交付される証紙を貼って頒布するビラを作成する費用です。

##### 3. 選挙運動用ポスターの作成

ポスターの作成の公費負担の対象は、町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に貼るポスターを作成する費用です。

#### ② 公費の負担が受けられる額には限度があります。

本来、選挙運動に関する金額の制限は、選挙運動に関する支出の制限額（法定制限額）であり、選挙運動を通じてこの範囲内であればビラやポスターの作成について金額の制限はありません。また、選挙運動用自動車の使用については、選挙運動に関する支出に含まないこととされていますので、この法定制限額の適用を受けません。

しかし、公費の負担が受けられる金額の限度は公費負担条例で定められており、その限度額の範囲内で実際に要した費用に対し公費の負担が受けられます。

---

③ 必ず有償契約が締結されていなければなりません。

公費負担を受けるには有償契約が締結されている必要がありますので、候補者自身が所有する自家用車を使用した場合や、支援者が無償で運転手を引き受けたような場合は、公費負担の対象となりません。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）については、有償契約であっても、その相手方が同一生計の親族である場合には、その親族がその業務を営んでいる場合に限り公費負担の対象になります。

例えば、配偶者の自動車を借り入れるときには、配偶者が自動車の貸し出しを事業として営んでいない限り、公費負担の対象とはなりません。

---

④ 公費の負担を受けるには、所定の手続きが必要です。

公費負担の対象となる費用は、契約業者等からの請求に基づいて町から契約業者等に支払いますが、この支払いを受けるためには契約の届出から請求まで、定められた手続きを行う必要があります。

---

⑤ 供託物が没収される場合には、公費負担を受けることはできません。

候補者の供託物が没収となる場合には、公費負担を受けることはできません。候補者が一定の得票数（供託物没収点）に達しないときは、供託物は没収となります。

なお、供託物の没収点は次の式で計算されます。

- ・町議会議員選挙～有効投票総数を定数（16人）で割った10分の1
- ・町長選挙　　～有効投票総数の10分の1



## (イ) 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

（公職選挙法第141条第8項、公費負担条例第2、3条、第4条第1号）

### ① 公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車をハイヤー方式（自動車、燃料及び運転手込みで旅客を運送する方式）で使用する場合は費用が対象となります。

契約の相手方は道路運送法上の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー・ハイヤー事業者（以下「ハイヤー事業者」という。）に限られます。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外のタクシー・ハイヤーにかかる費用、例えば予備として借りたハイヤーでの運送費用や、候補者が単に移動するために乗車したタクシーの費用などは対象外です。また、使用する自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用などは対象外です。

### ② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、**1日あたり64,500円**です。

**無投票の場合は、1日分（公示日のみ）**に限られます。

### ③ 契約の締結と届出

候補者とハイヤー事業者が契約を締結した時は（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「**様式第1号（その1）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（以下「自動車の契約届出書」という。）**（P34）」を提出してください。この「**自動車の契約届出書（P40）**」には「**契約書の写し**」を添付してください。

「**契約書の写し**」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、車種、自動車登録番号（車両番号）、自動車の運送期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、ハイヤー事業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

---

#### ④ 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、ハイヤー事業者「様式第4号（その1）選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（以下「自動車証明書」という。）（P37）」を提出してください。

---

#### ⑤ 請求

ハイヤー事業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認し、選挙期日後15日以内に、町に「様式第7号（その1）請求書（選挙運動用自動車の使用）（以下「自動車請求書」という。）（P40）」と「様式第7号（別紙1）請求内訳書（P41）」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「自動車証明書（P37）」を添付してください。

---

#### ⑥ 支払

町は、正当な請求書を受領した日から**30日以内**にハイヤー事業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

## (ウ) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（公職選挙法第141条第8項、公費負担条例第2、3条、第4条

第2号ア）

### ① 公費負担の対象

**選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）**に、候補者の選挙運動用自動車をレンタル方式で借りる場合の費用が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の貸出しを事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の借入れにかかる費用、例えば**予備車の借入費用や、資材を運搬するために借りたトラックの費用などは対象外**です。また、**借りた自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用などは対象外**です。

また、道路運送法第80条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。詳しくは、北海道運輸局帯広運輸支局（0155-33-3286）へお問い合わせください。

### ② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、**1日あたり16,100円**です。

**無投票の場合は、1日分（告示日のみ）**に限られます。

### ③ 契約の締結と届出

候補者と自動車の貸主が契約を締結した時は（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「**自動車の契約届出書(P34)**」を提出してください。この「**自動車の契約届出書(P34)**」には「**契約書の写し**」を添付してください。

「**契約書の写し**」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、車種、自動車登録番号（車両番号）

自動車の賃貸借期間、金額など」と当事者の意思《候補者の申込意思、貸主の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

---

#### ④ 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、自動車の貸主に「**自動車証明書(P37)**」を提出してください。

---

#### ⑤ 請求

自動車の貸主は、**候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認**し、**選挙期日後15日以内**に、町に「**自動車請求書(P40)**」と「**請求内訳書(自動車の借入れ)(P42)**」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「**自動車証明書(P37)**」を添付してください。

---

#### ⑥ 支払

町は、正当な請求書を受領した日から**30日以内**に自動車の貸主の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

## (エ) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

（公職選挙法第141号第8項、公費負担条例第2、3条、第4条

第2号イ）

### ① 公費負担の対象

**選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）**に、候補者の選挙運動用自動車に給油する燃料に要する費用が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が燃料の販売を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

なお、候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代、例えば、**伴走車や選挙運動用自動車ではない候補者・選挙運動員・労務者の家用車などに給油する燃料に要する費用は対象外**です。

### ② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、町選挙管理委員会の「確認」を受けた金額です。

確認金額は**7,700円×選挙運動期間（通常5日間）の範囲内**です。

**無投票の場合は、1日分（告示日のみ）**に限られます。

### ③ 契約の締結と届出

候補者と燃料供給業者が契約を締結した時は（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「**自動車の契約届出書(P34)**」を提出してください。この「**自動車の契約届出書(P34)**」には、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号（車両番号）を記載し、「**契約書の写し**」を添付してください。

「**契約書の写し**」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、燃料の種類、供給期間、1ℓあたりの単価など》と当事者の意思《候補者の申込意思、燃料供給業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

### ④ 確認書の交付

公費負担を受けられる燃料代は、**7,700円×選挙運動期間（通常5日間）の範囲内**に限られます。供給を受ける燃料の代金が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「**様式第2号（その1）選挙運動用自動車燃**

料代確認申請書（以下「燃料確認申請書」という。）(P35)」を町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。燃料代が限度内であることを確認した町選挙管理委員会は、「様式第3号（その1）選挙運動用自動車燃料代確認書（以下「燃料代確認書」という。）(P36)」を交付しますので、この「燃料代確認書(P36)」を燃料供給業者に提出してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この「燃料代確認書(P36)」に自動車登録番号（車両番号）が記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

#### ⑤ 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、燃料供給業者に「様式第4号（その2）選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（以下「燃料代証明」という。）(P38)」を提出してください。このとき、給油の際に燃料供給業者から受領した伝票（日付、自動車登録番号（車両番号）、燃料の供給量、金額が記載されたもの）の写しを添付してください。

#### ⑥ 請求

燃料供給業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認し、選挙期日後15日以内に、町に「自動車請求書(P40)」と「請求内訳書（燃料の供給）(P43)」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「燃料代証明(P38)」と「給油伝票の写し」及び「燃料代確認書(P36)」を添付してください。

#### ⑦ 支払

町は、正当な請求書を受領した日から**30日以内**に燃料供給業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

(オ) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

（公職選挙法条第 141 条第 8 項、公費負担条例第 2、3 条、第 4 条

第 2 号ウ）

① 公費負担の対象

**選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）**に、候補者の選挙運動用自動車を運転するために雇用した運転手に支払う報酬が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の運転を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の運転手に支払う報酬、**例えば資材を運搬するために借りたトラックの運転手に支払う報酬や、運転手以外の車上運動員に支払う報酬などは対象外**です。また、**企業や団体と派遣契約を締結して派遣を受けた運転手に要する費用も対象外**です。

② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、**1日あたり12,500円**です。

**無投票の場合は、1日分（告示日のみ）**に限られます。

**同一の日については、1人**に限られます。

③ 契約の締結と届出

候補者と運転手が契約を締結した時は（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「**自動車の契約届出書（P34）**」を提出してください。この「**自動車の契約届出書（P34）**」には「**契約書の写し**」を添付してください。「**契約書の写し**」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、雇用期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、運転手の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

---

#### ④ 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、運転手に「様式第4号（その3）選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（以下「運転手の証明」という。）（P39）」を提出してください。

---

#### ⑤ 請求

運転手は、**候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認し、選挙期日後15日以内に、町に「自動車請求書（P40）」と「請求内訳書（運転手の雇用）（P44）」を提出してください。**このとき、候補者から提出を受けた「**運転手の証明）（P39）」を添付してください。**

---

#### ⑥ 支払

町は、正当な請求書を受領した日から**30日以内**に運転手の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日に変更になる可能性があります。



## (カ) 選挙運動用ビラの作成

(公職選挙法第142条第11項、公費負担条例第6、7、8条)

### ① 公費負担の対象

候補者の選挙運動用ビラの作成費用が対象です。

ビラ作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますので、その内訳は「**ビラ作成費用明細書(P32)**」に記入してください。ビラ以外の印刷物（ハガキ、パンフレット、名刺、封筒などの作成費用は対象外です。

### ② 公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

法定枚数は、町議会議員選挙は1,600枚以内、町長選挙は5,000枚以内です。

作成単価の限度額は、7円73銭です。

※1銭未満の端数は切り上げ

### ③ 契約の締結と届出

候補者とビラ作成業者が契約を締結した時は（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「**様式第1号（その2）選挙運動用ビラ作成契約届出書**（以下「**ビラ契約届出**」という。）**(P45)**」を提出してください。この「**ビラ契約届出(P45)**」には「**契約書の写し**」と「**ビラ作成費用明細書(P32)**」を添付してください。

「**契約書の写し**」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、作成業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。「**ビラ作成費用明細書(P32)**」にはビラ作成にかかる費用の内訳《写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費など》を記載してください。

#### ④ 確認書の交付

公費負担を受けられるビラの作成枚数は町議会議員選挙が1,600枚以内、町長選挙が5,000枚以内に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第2号(その2)選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(以下「ビラ確認申請」という。)(P46)」を町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。枚数が限度内であることを確認した町選挙管理委員会は、「様式第3号(その2)選挙運動用ビラ作成枚数確認書(以下「ビラ確認」という。)(P47)」を交付しますので、この「ビラ確認(P47)」を作成業者に提出してください。

#### ⑤ 作成証明書の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、速やかに、作成業者に「様式第5号選挙運動用ビラ作成証明書(以下「ビラ証明」という。)(P48)」を提出してください。

#### ⑥ 請求

作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認し、選挙期日後15日以内に、町に「様式第7号(その2)請求書(選挙運動用ビラの作成)(P49・50)」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「ビラ証明(P48)」と「ビラ確認(P47)」を添付するとともに、納品書や売上傳票といった「請求内容が確認できる書面の写し」も添付してください。

#### ⑦ 支払

町は、正当な請求書を受領した日から**30日以内**に作成業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

## (キ) 選挙運動用ポスターの作成

(公職選挙法第143条第15項、公費負担条例第9、10、11条)

### ① 公費負担の対象

町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用が対象です。

ポスター作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますので、その内訳は「**ポスター作成費用明細書(P33)**」に記入してください。

### ② 公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

確認枚数は、町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場×1.2の数です。**作成単価の限度額は1枚1,430円**です。

### ③ 契約の締結と届出

候補者とポスター作成業者が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「**様式第1号（その3）選挙運動用ポスター作成契約届出書（以下「ポスター契約届出(P51)」**という。）(P51)」を提出してください。この「**ポスター契約届出(P51)**」には「**契約書の写し**」と「**ポスター作成費用明細書(P33)**」を添付してください。「**契約書の写し**」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、作成業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。「**ポスター作成費用明細書(P33)**」にはポスター作成にかかる費用の内訳《写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費など》を記載してください。

#### ④ 確認書の交付

公費負担を受けられるポスターの作成枚数は、町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場数に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第2号（その3）選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（P52）」を町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。枚数が限度内であることを確認した町選挙管理委員会は、「様式第3号（その3）選挙運動用ポスター作成枚数確認書（以下「ポスター確認」という。）（P53）」を交付しますので、この「ポスター確認（P53）」を作成業者に提出してください。

#### ⑤ 作成証明書の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、速やかに、作成業者に「様式第6号選挙運動用ポスター作成証明書（以下「ポスター証明」という。）（P54）」を提出してください。

#### ⑥ 請求

作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認し、選挙期日後15日以内に、町に「様式第7号（その3）請求書（選挙運動用ポスターの作成）（P55・56）」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「ポスター証明（P54）」と「ポスター確認（P53）」を添付するとともに、納品書や売上伝票といった「請求内容が確認できる書面の写し」も添付してください。

#### ⑦ 支払

町は、正当な請求書を受領した日から**30日以内**に作成業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

(ク) 選挙運動の公費負担の限度額一覧

自動車の使用(ハイヤー方式)

		一般旅客運送
1日あたりの限度額		64,500 (円)
日数	1日	64,500
	2日	129,000
	3日	193,500
	4日	258,000
	5日	322,500

自動車の使用(個別契約方式)

		自動車の借入	燃料の供給	運転手の雇用
1日あたりの限度額		16,100 (円)	7,700 (円)	12,500 (円)
日数	1日	16,100	7,700	12,500
	2日	32,200	15,400	25,000
	3日	48,300	23,100	37,500
	4日	64,400	30,800	50,000
	5日	80,500	38,500	62,500

ビラの作成

	作成枚数 上限(枚)	作成単価 限度(円)
町議会議員	1,600	7.73
町長	5,000	

※1銭未満の端数は切り上げ

ポスター作成

掲示 場所	作成枚数 限度(枚)	作成単価 限度(円)
55	66	1,430

※1円未満の端数は切り上げ

### 3. 参考資料（よくある質問）

#### (ア) 公費負担制度全般について

- ① 候補者本人や家族が代表を務める企業や団体との契約は公費負担の対象になりますか。

候補者とその企業や団体との間で有償契約が締結されている場合には、公費負担の対象になります。なお、運転手の雇用においては、企業や団体から運転手を派遣してもらうような契約は、公費負担の対象外であることに注意してください。

- ② 契約は限度額で締結すればよいのですか。

限度額はあくまでも町が公費負担する金額の上限を示したものですので、この金額での契約を強制したり推奨したりするものではありません。適正に見積もられた金額で契約し、実際に選挙運動用自動車の使用やビラ・ポスターの作成に要した費用について公費請求してください。

#### (イ) 自動車の使用について

- ① レンタカー事業者以外から選挙運動用自動車を借りた場合も公費負担の対象になりますか。

公費負担条例では、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）が契約の相手方である場合は、自動車の使用に係る公費負担の対象としないこととされています。それ以外の契約の相手方の条件については、公費負担条例では規定していません。しかし、道路運送法第 80 条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。

詳しくは、北海道運輸局帯広運輸支局（0155-33-3286）へお問い合わせください。

② 次の表の条件の場合、公費負担の対象となる金額はどのようになりますか（日ごとの料金が定められている場合：自動車借入れ契約の例）

日付	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24
			告示日					選挙期日	
選挙運動期間 5日間			選挙運動期間						
借入期間 (有償契約期間) 9日間	実際の借入期間								
借入金額 (基本料金)	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※ 車両本体レンタル代（初日24時間）・・・15,000円  
 （2日目以降1日につき）・・・10,000円

選挙運動期間中（4月18日から4月22日まで）の5日間に、選挙運動用自動車として実際に使用した各日借入金額の合計50,000円（10,000円×5日間）となります。

また、公費負担の対象とならない借入金額45,000円（15,000円×1日＋10,000円×3日間）は、候補者の負担となります。

③ 次の条件の月極契約をした場合、公費負担の対象となる金額はどのようになりますか（日ごとの料金が定められていない場合）。（月極契約の例）期間・・・1か月（31日間） 契約金額・・・155,000円

1か月の契約金額における1日あたりの金額5,000円（155,000円÷31日）に選挙運動期間の日数5日に乗じた金額25,000円（5,000円×5日）となります。

また、公費負担の対象とならない金額130,000円（155,000円－25,000円）は、候補者の負担となります。

④ 燃料代について、期間中の供給量の計に販売単価を掛けて請求金額を算出してよいですか。

燃料代については、給油するごとに燃料供給業者から給油伝票を受け取り、この実績に基づいて燃料の供給量及び燃料供給金額等を日ごとに記載する必要があります。

請求にあたっては、この「日ごとの燃料供給金額の計」と「基準限度額（確認金額）」のいずれか少ない金額を請求してください。

⑤ 予定していた運転手（A）に急用が発生したため、代わりの者（B）が運転手を務めました。公費負担の対象となりますか。また、候補者自らが運転した場合はどうですか。

急遽運転することになった者（B）と候補者との間で運転に関する有償契約を締結し、契約届出書の提出など所定の手続きをとれば、公費負担を受けることができます。ただし、この（B）が候補者と同一生計の親族である場合は対象になりません。

また、候補者自らが運転した場合は、公費負担の対象なりません。

なお、（A）は運転を行わなかった日については報酬を受け取ることができませんので、使用証明書や請求内訳書には運転に従事した日だけを記載してください。

⑥ 半日交替で2人が運転手を務めた日については、それぞれが半額ずつ公費負担を受けることができますか。

同一の日に2人以上の運転手が雇用される場合に、公費負担の対象となるのは、候補者が指定する1人に限られます。

また半日の運転に対する報酬が通常の半額であれば、公費負担の対象は、その「通常の半額分」が限度になります。



- ⑦ 運転手に対する報酬の受取口座に、この運転手が所属する企業や団体の口座を指定することはできますか。

報酬の受取口座は運転手本人の名義に限られます。

なお、企業や団体と契約して運転手を派遣してもらった場合は、そもそも公費負担の対象となりません。

### (ウ) 印刷物（ビラ、ポスター）の作成について

- ① 選挙運動用ポスターはポスター掲示場数までしか作成してはいけませんか。

選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありません。ただし、公費負担はポスター掲示場数に1. 2を乗じて得た枚数までが公費負担の限度となります。

- ② 印刷物の作成に際し、写真撮影、デザイン、印刷をそれぞれ別の業者で行いました。各業者からどのように請求すればよいですか。

ビラ及びポスターの公費請求額は、「確認枚数×作成単価」で算出することとなっています。写真撮影やデザインのみを担当した業者は、作成枚数が0枚ですので、町に対して直接に請求することができません。

なお、印刷物の作成業者が写真撮影やデザインを外注した場合には、その費用を含んで町に請求することができます。その内訳は、契約届出書に添付して提出する「作成費用明細書」で明らかにしてください。

- ③ 選挙運動用ポスターの写真やデザインを、ビラや葉書、後援会のパンフレットでも使う予定です。この撮影代やデザイン料は公費負担の対象になりますか。

あらかじめ、何種類かの印刷物で同じ写真や同じデザインを使用することが決まっている場合には、撮影代やデザイン料をその作成割合に応じて按分し、選挙運動用ポスターやビラの作成に相当する部分のみをそれぞれの公費負担の対象とすることが適切です。この按分の割合については特に定めはありませんが、枚数比や金額比など、合理的な計算を行ってください。

#### 4. 芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(令和3年1月27日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。）までの日数（以下「選挙運動の日数」という。）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により芽室町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、芽室町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金

額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
  - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
    - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額
    - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に選挙運動の日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。）
    - ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額
- (選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれかが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。  
この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が1,430円を超える場合には、1,430円）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補

者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附 則 (令和4年6月2日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日が告示される選挙から適用する。

## 芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

(令和3年芽室町選挙管理委員会訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、契約届出書(様式第1号)に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する確認申請等)

第3条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、芽室町選挙管理委員会に対し確認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 前項の確認は、確認書(様式第3号)を用いて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(様式第4号)選挙運動用ビラ作成証明書(様式第5号)又はポスター作成証明書(様式第6号)を、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書（様式第7号）に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第3条第2項の確認書）を添えて、町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年3月3日選管訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月2日選管訓令第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。



## 5. 関係法令条文

### 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

#### （自動車、船舶及び拡声機の使用）

**第百四十一条** 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者…（中略）…一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい（参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい）

二 （略）

2～6 （略）

7 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車を無料で使用することができる。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国庫に帰属することとならない場合に、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四条第三項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合に限る。

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

#### （文書図画の頒布）

**第百四十二条** 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一～六 （略）

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚

2～9 (略)

10 衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号から第二号までの通常葉書及びビラを無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第七号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12～13 (略)

#### (文書図画の掲示)

**第一百四十三条** 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

一～四の三 (略)

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者…(中略)…が使用するものに限る。)

2～13 (略)

14 衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。)並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

16～19 (略)

## 6. 契約書の記載について

候補者と業者等との契約書は一般的な契約書に限らず、申込請書等でも構いませんが、契約の内容《契約の当事者、契約対象、仕様又は規格、契約期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、業者等の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

## 7. 届出関係書類

次ページ以降に掲載。

## ビラ作成費用明細書（選挙運動の公費負担用）

候補者氏名	
-------	--

項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・加工費					
管理費					
小 計					
消 費 税					
合 計					

ビラ作成業者      住所（所在地）

氏名（名称）



（代表者氏名）

## ポスター作成費用明細書（選挙運動の公費負担用）

候補者氏名	
-------	--

項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・加工費					
管理費					
小 計					
消 費 税					
合 計					

ポスター作成業者 住所（所在地）

氏名（名称）



（代表者氏名）

様式第1号（第2条関係）

（その1）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

芽室町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

選挙

候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約をした場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号（第3条関係）

（その1）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

芽室町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次の選挙運動用自動車燃料代につき、芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住 所		
	(3) 法人の場合は代表者の氏名		
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号		
4	確認申請金額	金 円	
	区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
	前回までの累計金額(A)	円	円
	今回の購入金額(B)	円	円
	燃料代計(A) + (B)	円	円
	備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から芽室町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号（第3条関係）

（その1）

確認番号 \_\_\_\_\_

選挙運動用自動車燃料代確認書

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号イの規定により、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

芽室町選挙管理委員会

委員長

印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用

自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額

円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、芽室町に支払を請求することはできません。



様式第4号（第5条関係）

（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	一般乗用旅客自動車 1 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が芽室町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、芽室町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、芽室町に支払を請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）

（その2）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が芽室町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、芽室町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第4号（第5条関係）

（その3）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

運転手の住所及び氏名		
雇用年月日	報酬の額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が芽室町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、芽室町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、芽室町に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その1）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

芽室町長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては名称  
及び代表者の氏名）

電話番号

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額                      円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行・信金								本店 支店 本所
	信組・農協								
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号						
フリガナ									
名義人									

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、芽室町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。

(別紙1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 選挙運動用自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
			/	/	
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙2の3)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、雇用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。



様式第1号（第2条関係）

（その2）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

芽室町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙  
候補者

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号（第3条関係）

（その2）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

芽室町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

選挙

候補者

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2	契約の相手方	(1) 氏名又は名称	
		(2) 住 所	
		(3) 法人の場合は代表者の氏名	
3	確認申請枚数	枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累計枚数(A)	枚	枚
	今回の枚数(B)	枚	枚
	枚数計(A) + (B)	枚	枚
	備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から芽室町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号（第3条関係）

（その2）

確認番号 \_\_\_\_\_

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

芽室町選挙管理委員会

委員長

印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数  枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、芽室町に支払を請求することはできません。

様式第5号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が芽室町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、芽室町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ア 町長選挙 5,000枚

イ 町議会議員選挙 1,600枚

(2) 限度額

7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

様式第7号（第6条関係）

（その2）

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

芽室町長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

記

1 請求金額  円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行・信金 信組・農協								本店 支店 本所
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号						
フリガナ									
名義人									

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、芽室町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書  
(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
A	B	C(A×B)	D	E	F(D×E)	G	H	I(G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第1号（第2条関係）

（その3）

選挙運動用ポスターの作成契約届出書

年 月 日

芽室町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙  
候補者

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり の作成単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号（第3条関係）  
（その3）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

芽室町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

選挙

候補者

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2 契約 の 相 手 方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住 所		
	(3) 法人の場合は 代表者の氏名		
3	確認申請枚数	枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累計枚数(A)	枚	枚
	今回の枚数(B)	枚	枚
	枚数計(A) + (B)	枚	枚
	備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から芽室町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。



様式第3号（第3条関係）

（その3）

確認番号 \_\_\_\_\_

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

芽室町選挙管理委員会

委員長

印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数  枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、芽室町に支払を請求することはできません。

様式第6号（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が芽室町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、芽室町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数 ポスター掲示場数×1.2
  - (2) 限度額 1,430円

様式第7号（第6条関係）

（その3）

請 求 書

（選挙運動用ポスターの作成）

芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

芽室町長 様

住所

氏名

印

（法人にあつては名称  
及び代表者の氏名）

電話番号

記

- 1 請求金額  円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行・信金		本店 支店 本所							
	信組・農協									
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号								
フリガナ										
名義人										

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、芽室町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ポスターの作成)

ポスター掲示場数		箇所		
区分	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	備考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 「基準限度額」の「単価」欄には、1, 430円と記載してください。
- 3 「基準限度額」の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 「請求金額」の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 「請求金額」の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。